

国民健康保険における 海外療養費制度のおしらせ

海外旅行など、一時的な渡航期間中に病気やけが等により、やむを得ず現地の医療機関で診療を受けた費用に対し、医療費の一部を払い戻します。

※支給の対象となるのは、日本国内の保険診療として認められた治療に限られており、審査機関による審査があります。

※治療目的で渡航していた場合は、支給の対象となりません。

※帰国後に申請してください。

【概要】

- ① 受診した海外の医療機関では、かかった医療費金額の全額を支払います。
- ② その医療機関で、診療内容明細書 (Form A) と、領収明細書 (Form B) の証明書をもらいます。指定の書式のため、戸田市ホームページから入手してください。
※診療内容明細書 (Form A) は暦の一月単位で記入し、かつ入院・通院は別々で記入してください。
- ③ 日本へ戻る時、空港のゲートを通る際に出入国スタンプ (証印) をパスポートに押ししてもらってください。
(※④の申請時に、診療を受けた方の出入国の確認 (パスポートの出入国スタンプ (証印) の確認) を行います。自動化ゲートを利用する場合には、ゲート通過時に職員に申し出て必ずスタンプ (証印) を押ししてもらってください。パスポートで日本の出入および渡航先の入出の確認ができない場合 (スタンプがない場合) は、④の申請時、法務大臣が交付する出入 (帰) 国記録の写しをパスポートと一緒に提出していただきます)
- ④ 帰国後、診療内容明細書 (Form A) と、領収明細書 (Form B) の提出と一緒に、市役所に用意してあります療養費支給申請書を記入し提出していただきます。

【申請に必要な書類】

- ・国民健康保険療養費支給申請書
- ・口座振込依頼書
- ・診療内容明細書 (Form A)
- ・領収明細書 (Form B) ※歯科の場合は歯科用の領収明細書 (Form B)
- ・調査に関わる同意書及び署名・押印欄
- ・海外で治療を受けた方のパスポート (パスポートで日本の出入および渡航先の入出の確認ができない場合 (スタンプがない場合) は、法務大臣が交付する出入 (帰) 国記録の写しも併せてご用意ください)

裏面もご確認ください

※診療内容明細書、領収明細書が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文を添付することが義務づけられています。翻訳文には翻訳された方の住所・氏名の記入をお願いします。

- ⑤ ご提出いただいた書類の審査後、戸田市から保険給付分が払い戻しされます。（申請月の3ヶ月後の月末）

次の事項には十分ご注意ください。

- 治療目的の渡航による海外療養費は認められません。
- 払い戻しの請求期間は、その治療費を支払った日の翌日から起算して2年間です。
- 日本国内で保険適応となっていない医療行為は給付の対象になりません。
あくまでも、その医療行為が日本国内で保険診療の対象となっているものに限られており、世界でもまれな最先端医療、人工授精等の不妊治療、美容整形や性転換手術などは対象外ですので注意してください。また、自然分娩も保険医療対象外ですが、出産育児一時金が支払われます。
（臓器の移植については原則給付対象外となりますが、一定の条件を満たしていることで支給が認められる場合があります。詳しくは保険年金課にお問い合わせください）
- 海外療養費は、日本国内での保険医療機関等で給付される場合を標準として支払われます。
海外療養費は、日本国内での保険医療機関等で疾病や事故などで給付される場合を標準として決定した金額（標準額）から、被保険者の一部負担金相当額を控除した額が支払われます。
具体的には、実際に支払った額（実費額）が標準額よりも大きい場合は、標準額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額となります。また実費額が標準額よりも小さいときは、実費額から被保険者の一部負担金相当額を控除した額となります。

【問い合わせ】

戸田市役所 保険年金課 国保給付担当
TEL 048-441-1800
内線 212・278